

	請求 件数	処理状況						審査 請求	実施機関別件数
		全部 公開	一部 公開	非公開	不存在	存否 応答 拒否	取り 下げ		
情報公開 制度	85 (70)	46 (37)	23 (16)	5 (1)	2 (16)	0 (0)	9 (0)	1 (0)	市長54 教委24 公営企業1 議会6 (市長50 教委6 選管2 監査3 公営企業3 議会6)
個人情報 保護制度	12 (14)	9 (4)	1 (3)	0 (0)	2 (7)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	市長12 (市長14)

※ ( ) 内の数字は平成 28 年度の件数です。

# 平成29年度 情報公開制度と個人情報保護制度の 運用状況をお知らせします

問い合わせ 文書情報課 文書情報係 (☎内線544)

## 情報公開制度

平成29年度の情報公開請求件数は85件でした。  
実施機関別では、市長が54件、教育委員会が24件、公営企業が1件、議会が6件でした。

請求の内容は、「公共施設の業務委託内容」、「公共工事予定価格の公開」などに関するもので、決定内容（処理状況）は、全部公開が46件、一部公開が23件、非公開が5件、不存在が2件、取り下げが9件でした。

なお、一部公開に対する審査請求は1件ありました。

## 個人情報保護制度

平成29年度の自分自身に関する情報の開示請求件数は12件で、実施機関別では市長が12件でした。

請求の内容は、「介護認定審査資料」、「自分の戸籍、住民票の請求履歴」

などに関するもので、決定内容は、全部開示が9件、一部開示が1件、不存在が2件でした。

## 情報公開制度・ 個人情報保護制度の利用方法

情報公開制度は、市の仕事やしぐみを知っていただくため、皆さんの求めに応じて情報（文書、図画、写真など）を公開するもので、市民の皆さんに限らず、どなたでも請求ができます。  
また、個人情報保護制度では、自身に関する情報の開示を請求でき、

その情報に誤りがあれば訂正を求めることができます。

請求される際は、市役所2階の文書情報課にある、「情報公開請求書」などに必要事項を記入して提出します。市は、原則として請求日の翌日から14日以内に公開（開示）するかどうかを決定し、文書で通知します。

市の保有する情報は公開することが原則ですが、個人のプライバシーが侵害されたり、公共の利益が損なわれたりする場合には非公開となることがあります。

## 情報公開請求、 個人情報開示請求の流れ

「情報公開請求書」  
などを提出

請求者  
↓  
文書情報課



請求に対する  
決定の通知

担当課  
↓  
請求者

※請求のあった日の翌日から14日以内に決定します。  
※内容により、一部公開または非公開になることがあります。



請求された情報の閲覧  
または写しの交付

担当課  
↓  
請求者